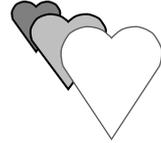


会 則



第1条

この会（以下「本会」という）はNPO法人 京阪総合カウンセリングと称する。

第2条

事務所は、枚方市新町2丁目1番9号106に置く。

第3条

本会は、京都、大阪を中心に、地域精神衛生の啓発を図る中で、地域住民の精神衛生を増進させることを目的とする。

本会は、第3条の目的を達成させるために次の事業を行う。

- ① 地域の個人、集団のカウンセリングや講演活動。
- ② 精神的問題の解決及び自己受容などをテーマとしたサークル活動。
- ③ 地域の精神衛生を目的とした、カウンセリング及び心理学の学習会の開催。
- ④ 地域に根ざしたカウンセリングを目的とした、カウンセラーの育成事業。
- ⑤ その他本会の目的達成の為に必要な事業。

第4条

本会は、趣旨に賛同する組織、団体、個人の中から推薦または自発的意志によって参画する会員により構成する。

第5条

- 1、会員は、その会員活動として政治的、宗教的活動及び商行為を行ってはならない。
- 2、利用施設の規約や、活動時の環境への対応は関連規則を、遵守しなければならない。もし怠った場合、その責任は自己責任とする。
- 3、活動場所に向かう移動における災害は、自己責任とする。
- 4、理事長は、相応しくない行為のあった会員を理事会に諮り除名することができる。ただし、この場合当事者に弁明の機会を与えなければならない。

第6条

本会の運営に関する経費は、事業利益、入会金及び年会費、寄付金その他の収入をもってこれをあてる。

第7条

その他、詳細は当法人の定款に順ずる。（定款の閲覧は、当法人事務局、大阪法務局枚方出張所、大阪府庁府民活動推進課NPOグループ等で可）

以上